

## 1 業務環境

### (1) 茨城県の景気動向

日本銀行水戸事務所発表（令和 2 年 3 月 6 日）の茨城県金融経済概況によると、県内景気は、公共投資や設備投資が堅調なもの、住宅投資の弱さが続き、海外経済の減速や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて輸出、生産が弱含んでいるほか、個人消費も底堅い動きが一服しています。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

財務省水戸財務事務所発表（令和 2 年 3 月 1 2 日）の令和 2 年 1 ～ 3 月期の県内法人企業景気予測調査によると、県内の中小企業の景況判断指数 B S I（※）は、前期（令和元年 1 0 ～ 1 2 月）に比べ 7. 0 ポイント悪化のマイナス 2 4. 1 とマイナス幅が拡大しています。

今後の下振れリスクとして、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、中国をはじめとする新興国・資源国経済の動向等による海外要因に加え、国内要因として、消費税率引き上げや天候要因が個人消費に及ぼす影響、人手不足の深刻化などが懸念されています。また、経営者の高齢化に伴う事業承継などの課題にも直面しており、中小企業者の経営環境は、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

（※）「景況判断指数 B S I」：四半期毎の法人企業景気予測調査における景気などの判断調査項目で、“上昇”と回答した企業の構成比から“下降”と回答した企業の構成比を差し引いて算出される指数。

## 2 業務運営方針

当協会は、国や地方公共団体の施策に呼応し、中小企業金融の円滑化のため、関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）に寄り添った保証と経営支援の強化をより一層推進します。

また、経営基盤の強化と組織の効率化を進めながら、自らの改革によって信頼性の高い組織体制の構築に努めるとともに、平成30年4月に改正信用保証協会法が施行されたことを踏まえ、これまで以上に中小企業者の事業の発展を支える幅広い役割を果たしていくことで、地域経済の活性化に寄与しながら、地方創生に貢献していきます。

さらに、貧困、気候変動など、世界が抱える課題を解決する目標として、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同することを宣言し、信用保証業務を通じてSDGsの推進と目標達成に向けた取り組みを進めていくこととします。

以上のことから、以下のとおり重点課題に取り組んでまいります。

#### （1）政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

- ①中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たすため、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により著しい信用収縮が生じた際には、災害関連保証や危機関連保証等を活用することにより中小企業者の資金調達を積極的に支援します。このような中、令和元年度に発生した台風第19号等により被害を受けた中小企業者に対しては、利子補給や信用保証料補助が手厚い茨城県災害対策融資等による資金調達を促進することで事業の再建を後押しします。また、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者など、経営環境の悪化等により資金繰りに支障を来している先に対しては、茨城県パワーアップ融資や経営安定関連保証、約定返済の負担軽減に繋がる借換保証、条件変更などを適切に行うことにより、資金繰りの円滑化を支援します。
- ②事業が軌道に乗るまで資金調達を行いにくい創業者や、環境の変化などによる影響を受けやすい小規模事業者に対しては、創業関係保証や小口零細企業保証などを活用しながら、企業の成長や持続的発展を支え、地域の活性化を図っていきます。また、平成31年4月に創設された農業ビジネス保証についても引き続き推進します。
- ③低金利で保証料補助等がある県の融資制度や市町村金融制度は、中小企業者の資金調達コストの軽減が図れることから、積極的に活用し、事業の発展や生産性向上への取り組みに繋げていきます。また、併せて、創業者や新しい分野への進出、設備投資を対象にした融資制度については、当協会においても保証料の割引を実施し、より使い易い制度として利用の促進を図っていきます。
- ④栃木県信用保証協会・群馬県信用保証協会と連携し、北関東の観光関連事業者を対象とした保証制度の創設に向けた協議を進め、観光産業の活性化を支援していきます。

## (2) 中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

- ①現地調査を積極的に行い中小企業者のニーズを的確に把握するとともに、財務内容だけでなく、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価についても取り組み、適正保証の推進に努めます。
- ②各種課題に取り組む中小企業者の資金需要に柔軟に対応するため、県や市町村、金融機関と意見交換や協議を行い、既存の融資制度の見直しを行う中で、事業承継時の資金調達を支援する県の融資制度の創設や、茨城県創業支援融資における信用保証料補助の拡充などを図り、利便性を高めていきます。  
また、創業や中小企業者の経営改善などを目的とした地域ファンドに対しては、必要に応じて新たな出資を行い、地方創生に一層の貢献を果たしていきます。
- ③令和2年4月の民法（債権法）改正（※）の施行に合わせ、信用保証委託契約書等の契約書式の改正や事務面の見直しを行うとともに、改正内容について中小企業者及び関係機関への周知に努めます。

（※）民法（債権法）改正に伴う保証協会業務に関連する主な事項

- ・ 事業資金の貸付における第三者個人保証の制限  
原則として個人の第三者保証人（法人の役員等は除外）の徴求不可。  
（公正証書で保証意思を表示している場合を除く）
- ・ 消滅時効に関する見直し  
時効期間5年への統一等

## (3) 金融機関との連携強化

- ①中小企業者の経営改善や生産性向上に資する取り組みを一体となって後押しできる連携を強化するため、金融機関本部・営業店との階層別情報交換会や意見交換会を実施し、中小企業支援についての共通認識を深めていきます。
- ②金融機関の融資に際しては、中小企業者の実態に応じて、プロパー融資（信用保証なしの融資）と信用保証付き融資の適切な役割分担を行っていくという観点から、パートナーシップ保証制度等の協調融資を推進するとともに、融資後の期中管理・経営支援が十分に実施されるよう連携して進めていきます。
- ③経営者保証を不要とする融資の取り扱いについては、個別の中小企業者に対する支援方針などを金融機関と協議しながら、「経営者保証に関するガイドライン」（※）の適切な運用を図っていきます。

(※)「経営者保証に関するガイドライン」：平成26年2月から適用された「経営者保証」に依存しない保証契約のあり方などを示した準則。

#### (4) 中小企業支援機関との連携強化

①事業承継に課題を抱える先に対して経営相談グループによる訪問を行い、茨城県事業引継ぎ支援センターと連携し「経営支援強化促進補助事業」(以下、「経営支援事業」という。)を活用した外部専門家派遣等により、企業の将来に対する相談に応じるとともに、経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度を創設し、円滑な事業承継を金融面からも支援します。

また、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、中小企業者のライフステージに応じた支援について参加機関と情報共有を図り、連携体制の強化に努めます。

②茨城県産業会館内の中小企業支援団体と連携協定を締結し、連携をさらに強化するとともに、これら団体にオブザーバーとして茨城県を加えた産業会館産業支援団体連絡会議を定期的に行いながら、連携事業に取り組んでいきます。

③金融機関とビジネスフェアやビジネスマッチングを共催し、中小企業者のビジネスチャンスを創出するほか、他の関係機関が主催するビジネスフェアなどの中小企業支援事業にも積極的に協力し、販路開拓や事業の拡大などを後押しします。

#### (5) 創業支援の充実

①創業予定者や業歴1年程度の創業者に対して、創業支援課により、外部専門家などを活用しながら、創業予定者へのアドバイスから創業後のフォローアップまで包括的な支援を行います。特に、事業のスタートアップ時のサポートについては、積極的に取り組んでいきます。

②県、市町村、関係機関が主催するセミナーや相談会に当協会職員を派遣するなど、ネットワーク体制による創業支援を強化するとともに、本年度も「経営支援事業」を活用して、創業計画の策定支援等を行います。

③創業予定者向けのセミナーに加えて、創業後のフォローアップセミナーを開催し、創業者の事業継続を支援します。

④昼間の創業相談窓口に加え、事前予約制で夜間相談窓口を開設します。

### (6) 経営改善支援・再生支援の取り組み強化

- ①本支店の調整課期中支援グループを本店の経営支援部経営支援課に統合し、経営支援に関する業務を経営支援部に集中させることで、より積極的に経営支援を行います。
- ②返済緩和などの条件変更を繰り返している先を中心に、経営相談グループによる経営改善支援を継続して実施していきます。また、当協会と関係機関の連携による外部専門家ネットワークを活用し、ニーズに応じた専門家を派遣するなど、中小企業者の経営管理の向上を支援するとともに、専門家派遣を組み合わせたエキスパートサポート保証等を活用しながら、経営改善支援に取り組みます。
- ③企業の資金繰り悪化を早期に把握し、専任者によるきめ細かな期中支援を行うほか、延滞の拡大が懸念される先については、条件変更や借換保証等を行うことにより、資金繰りの改善を促します。
- ④認定支援機関（国が認定する金融機関、外部専門家等の支援機関）と連携し、経営改善計画書の策定について、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用して支援するとともに、同事業における中小企業者の費用負担部分への当協会の一部費用補助を継続実施します。  
また、複数の金融機関と取引のある中小企業者への支援方針の調整に際して、保証協会が事務局となる経営サポート会議を活用し、金融機関の迅速な方針決定を促していきます。  
さらに、経営改善サポート保証等による金融支援についても積極的に対応していきます。
- ⑤抜本的な再生支援が必要と判断される先に対して、金融機関・企業の意向を確認の上、茨城県中小企業再生支援協議会等の各種再生スキームを活用した最適な再生計画の策定と、計画内容の実現について、協会として積極的に役割を果たしていきます。また、再生計画策定後のフォローアップについても、積極的に行っていきます。
- ⑥中小企業者からの経営相談や金融機関の紹介を含めた金融相談に対応するため、引き続きベテラン職員による経営相談窓口を設置します。

### (7) コンプライアンス態勢の強化

- ①「コンプライアンスとは、法令遵守だけではなく社会の要求・期待を満たすものである」という考えを基本に、外部研修を積極かつ継続的に行い、職員のコンプライアンスに対する意識向上を図ります。加えて、外部研修で得た知識・ノウハウや既往の規程・マニュアルについて課別研修を反復継続して行い、職員への周知を図ります。  
適正な個人情報管理に努めるため、事務室及び書庫内個人データの持ち出しや保守管理を徹底するとともに、個人デー

タに関する点検及び点検結果の監査を定期的（年2回）に行います。

さらには、指導検査室による内部監査を全課に対して実施し適正な業務運営に努めます。

### （8）危機管理態勢の充実

①緊急時に対応するための「事業継続計画」について、信用保証協会を取り巻く環境変化や内部の人事異動時期に合わせて見直し・改訂を行うとともに、当該計画について職員への周知徹底を行います。

また、「事業継続計画」の実効性を高めるために、安否確認システム（緊急連絡網等）を活用しながら、被災時に備えた訓練を継続的に行うほか、駆けつけ訓練も実施し、危機管理態勢の充実を図っていきます。

### （9）広報活動の充実

①「いばらきクリエイターズハウス（茨城県のコンテンツ産業創造プロジェクト拠点施設）」との連携により制作したイメージキャラクターを活用し、新聞広告やLINEなどの各種媒体を利用して信用保証協会の情報発信を一層強化していきます。また、「水戸ホーリーホック」や「茨城ロボッツ」のオフィシャルパートナーとしての協賛など、地域活性化のための事業などにも積極的に協力することで社会的役割を果たしていきます。

②中小企業者向け情報誌を発行し、各種保証制度や県の中小企業支援施策等を紹介することで、中小企業者の経営力強化を支援します。また、県ホームページ掲載の「中小企業支援施策活用ガイドブック」を製本し、金融機関や商工団体等に提供することで、中小企業者が必要な施策を利用できるよう協力します。

3 事業計画

令和 2 年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	2, 0 5 0 億円	1 0 5 . 1 %
保証債務残高	4, 4 0 0 億円	1 0 3 . 5 %
代 位 弁 済	8 5 億円	1 0 6 . 3 %
回 収	2 3 億円	1 0 9 . 5 %